

ボクの仲間のことを、もっともっと知ってください。

いつでも、どこでも、
同伴、ひとり追加で
お願いします。



ほじょ犬はペットじゃない からだの不自^ふ由^じな人^{ひと}のからだの一部^{いちぶ}

ほじょ犬(補助犬)とは、目や耳や手足が
不自^ふ由^じな人^{ひと}のお手^て伝^{つだ}いをする、盲^{もう}導^{どう}犬^{けん}、
介^{かい}助^{じょ}犬^{けん}、聴^{ちよう}導^{どう}犬^{けん}のことです。からだの
不自^ふ由^じな人^{ひと}のからだの一部^{いちぶ}であり、ペット
ではありません。

『身^{しん}体^{たい}障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}補^ほ助^{じょ}犬^{けん}法^{ほう}』に基^{もと}づいて認^{にん}定^{てい}
された犬^{いぬ}で、特^{とく}別^{べつ}な訓^{くん}練^{れん}を受^うけています。
きちんとしつけられているので、社^{しゃ}会^{かい}のマ
ナーも守^もれるし、お手^て入^いれも行^いき届^{とど}いてい
て衛^{えい}生^{せい}的^{てき}です。だから、公^{こう}共^{きよう}施^し設^{せつ}や交^{こう}通^{つう}
機^き関^{かん}をはじ^{いん}め、飲^{いん}食^{しょく}店^{てん}やスーパ^ー、ホテ^ル
などのい^ばろ^ろな場^ば所^{じょ}に同^{どう}伴^{はん}でき^ます。

ほじょ犬は、からだの不自^ふ由^じな人^{ひと}の自^じ立^{りつ}と
社^{しゃ}会^{かい}参^{さん}加^かを助^{たす}けています。ほじょ犬のこ^{けん}とを、
も^しっ^しも^しっ^し知^しっ^して^しく^しだ^しさい。

お問い合わせ先

特定非営利活動法人沖縄盲導犬普及協会 TEL: 090-5941-6169 URL: <http://www.okinawagd.com>
(沖縄県福祉保健部障害保健福祉課 TEL: 098-866-2190)



ほじょ犬の種類

盲導犬

目の不自由な人が安全に街なかを歩けるように、段差や曲がり角などを教えます。胴体にハーネスをつけているのが特徴です。



介助犬

手足が不自由な人に代わって、落としたものを拾ったり、ドアを開けたり、スイッチを押したりします。着がえも手伝います。



聴導犬

耳が不自由な人に代わって音を聞き、それを知らせます。車のクラクションやドアチャイムの音、非常ベルなどを教えます。



どこでもいっしょに行動します

公共施設をはじめ、いろいろな場所ではほじょ犬を受け入れることは、『身体障害者補助犬法』で義務づけられています。「犬だから」という理由で受け入れを拒否せずに、あたたかく見守ってください。

病院で



レジャー施設で



タクシーで



スーパーマーケットで



レストランで



旅館で



「身体障害者補助犬法」の一部が改正されました。

『身体障害者補助犬法』は、からだの不自由な人の自立と社会参加を助けるための法律です（平成14年10月1日施行）。さらに社会参加の場を広げられるように、平成19年12月にこの法律の一部が改正されました。おもな改正点はつぎの2点です。

1 相談窓口の設置



ほじょ犬使用者や受け入れ側施設からのトラブルに対応する相談窓口が、各都道府県、政令市、中核市に設置されます。（平成20年4月1日施行）

2 民間企業での受け入れの義務化



一定規模以上の民間企業では、勤務している身体障害者のほじょ犬使用の受け入れが義務化されます。（平成20年10月1日施行）

からだの不自由な人たちが、ほじょ犬といっしょに当たりまえに暮らせる社会をつくりましょう。

※資料：厚生労働省HPより